

未熟児養育医療の制度について

- 【対象者】 水戸市内に住所を有する未熟児で、出生体重 2000g 以下の者、生活力が特に薄弱であり、医師が入院養育を必要と認めた者。
- 【内容】 医療保険による患者の自己負担分を公費で負担します。ただし、医療費が無料となるものではありません。世帯の所得に応じて、「自己負担金額」が決定されます。医療費の支払いは、自己負担金額をもとに後日、水戸市から請求があります。
- 【医療券】 申請書類をもとに「養育医療券」を作成し、病院・申請者それぞれに郵送します。「養育医療券」が届く前に病院から請求があり医療費を支払ってしまった場合は、市では払い戻しは出来ません。申請中であることを病院に相談してください。
- 【マル福制度との関係】 マル福受給者は自己負担金について、マル福適用を受けることができます。マル福の受領委任状を申請時に提出していただくことで「自己負担金額」からマル福分を差し引いた額での請求となります。
- 【その他】 継続申請、転院申請は、養育医療券の有効期間中に手続きをしてください。

☆☆☆ 退院後の申請は出来ません ☆☆☆

必要書類一覧	新規	継続	転院
給付申請書	○		○
医療意見書（医師が記入）	○		
転院先の医療意見書（医師が記入）			○
養育医療継続承認申請書		○	
世帯調書 （生計を共にしている家族について記入）	○	○ 変更があったとき	
課税証明書（世帯調書記入の世帯員分） 注1） 18歳未満の兄弟姉妹分は不要 注2） 世帯調書においてマイナンバーを利用した課税状況照会に同意した場合は不要	○	○ 提出年度が変わるとき	
身分証明書とマイナンバー 保護者（父母）分	○		
お子さんの健康保険証とそのコピー （申請までに保険証が交付されない場合は「健康保険被保険者証について」）	○		
転院を必要とする理由を記載した転院前の病院の医師の証明書			○
期限の切れる養育医療券		○	○
印鑑（朱肉を使うもの）	○	○	○
マル福受領委任状（生活保護受給中の方を除く）	○		

【問合せ先・申請先】 水戸市保健所 地域保健課
 水戸市笠原町993-13
 TEL029-243-7311